

九条道家政権の政策

（寛喜新制と天福奏状）

はじめに

九条道家（一一九三―一二五二）は、承久の乱後に西園寺公経とともに関東申次として活動し、第四代の鎌倉殿である頼経の父として、また四条天皇の外祖父として大きな政治力を有した人物とされている。

まず最初に、道家の簡単な経歴と、承久の乱後の政治情勢をまとめておく。九条良経と一条能保の娘との間に生まれた道家は早くに父祖を失うが、後鳥羽院の信任をえて登用され、姉・立子を順徳院の中宮として外戚の地位をえるとともに、自身は西園寺公経の婿となつて鎌倉幕府と良好な関係を築き、後継者のいなくなった鎌倉へ三男・三寅（頼経）を下向させた。承久の乱により後鳥羽院政が解体されると、道家は時の摂政であつたがために謹慎することとなるが、安貞二年（一二二八）に閑白として復帰し、以後、公経とともに関東申次として朝廷を代表する立場につくこととなる。そして貞永元年（一二三二）には外孫が即位（四条天皇）、さらに鎌倉将軍と摂政はいずれも道家の子であることから、「世の従ひ恐事、吹風の草木をなびかすよりも速なり」（『五代帝王物語』）または「世は弥御心のまゝなるべし」（『増鏡』藤衣）と言われるような権勢を誇ることとなる。仁治三年（一二四二）の四条天皇の急死により、後継皇位について幕府と溝を生じるが、寛元二年（一二四四）に西園寺公経が歿すると関東申次は道家の独占するところとなる。ところが、鎌

井上幸治

倉において生じた反得宗の動き（宮騒動）への関与を疑われ、寛元四年（一二四六）に籠居・失脚するのである。

道家については、承久の乱後に朝廟を代表する人物としてまた関東申次として先行研究において触れるものも多く、道家政権の要が鎌倉幕府との関係、つまりは將軍頼経の実父であるという点にあり、朝廷においては天皇外戚であるとともに関東申次であることが、その権力を象徴していたとされている^①。このように道家政権の性格については、縁戚関係を基にした政権として語られることが多く、具体的な政策内容に言及するものは少ない。政策内容にまで踏み込んだ研究としては、天福元年の奏状^②を用いて訴訟制度の変化を論じた本郷和人氏による論考がある^③。本郷氏の論点については、主に以下の記述において触れるが、道家が新制度の構築を試みていたことなどを明らかにされており、訴訟制度という限られた範囲ではあるが、道家を高く評価されている。

本稿では、九条道家が政界に復帰してから嘉禎年間ごろまでの、道家がもつとも権勢を誇っていたとされる時期に焦点をしぼる。そして、そこでとられた政策の考察により道家政権の具体像を明らかにすることを試みる。

一 寛喜三年の新制

承久の乱により承久三年（一二二二）七月に摂政を辞した九条道家に代わって、近衛家実が関白となる。しかし家実は、安貞二年（一二二八）十二月廿四日に上表もないまま罷免され、道家が関白として政界へ復帰する。この関白交替については、既に西園寺公経の主導によるものであることが指摘されている^④。罷免された家実は、関東申次が果たすような職務もつとめたことが確認されているため、それをめぐって公経との対立があった可能性も考えられよう。また自ら摂関の地位につけない公経は、分身としての役割を婿道家に期待し、一方の道家は、後鳥羽院・順徳院にも密接につながっていた過去に対する「保証」を公経に期待したもののといえよう。

関白となった道家は、すぐに自己の政権基盤を強化するために外戚関係の構築を目指した。寛喜元年（一二二九）四月、後堀河の中宮であった長子を退かせると、同年十一月には自身の娘である尊子を内内させ、翌二月には中宮とした。寛喜三年二月に中宮尊子が秀仁を産むと、七月には関白を長男教実に譲り、十月には秀仁を皇太子につけた。拙速とも見えるほどの急速な政権基盤の整備は、公卿層に対してもなされた。寛喜三年四月には、権大納言であった西園寺実氏（公経嫡男）を内大臣へ昇進させているが、この時には土御門定通・九条基家ら四人を超越させており、寛喜四年十月には皇太子秀仁の乳父である大炊御門家嗣に右近大将を兼ねさせたが、これも上臈の三条実親を超越したものである。道家は、自らに連なる人物を優先的に昇進させ、その権力基盤を固めていったのであった。

ところが寛喜二・三年は飢饉の年でもあった。そのため道家は、寛喜三年五月ごろより西園寺実氏・二条定高・葉室資頼・平経高・五条為長といった人々とともに評定を開いて対策を考え、新制を下すこととなった^⑥。八月には「五十余箇条」に上る草案も作成されているが、これは

「超過于前々」する「大卷」のものであることや、「雖一事頗難被施行」とも評されている^⑦。そして寛喜三年十一月三日、四二ヶ条からなる新制（寛喜令）が發布される^⑧。この新制の特徴について水戸部正男氏は、①条文数が多い、②規則はおおむね詳密、③公事の違例を指摘し、その振興を目的とした条文が多い、④市民に対する規制条項もある、⑤多くの条文が建久二年三月廿八日の新制（建久Ⅱ令）と嘉禄元年正月廿九日の新制（嘉禄令）を継承している、という五点をあげている。

このうち本論では①・③に注目したい。①・②は、寛喜令の内容が非常に豊富であることを意味するが、結果としては対象を広くし、細かいところまで制限を加えていることとなる。④の市民に対する規制条項の存在も、このような対象の広さの一端と考えることが可能だろう。政権基盤をほぼ固め終えた段階での新制だけに、①・②という特徴は、施政に対する道家の意欲を反映したものと考えられるのではないだろうか。

③の公事興行に関する条文は計一五ヶ条にのぼるが、そのうち、第六条をあげる。

一、可令興行恒例臨時公事違例事

仰、恒例臨時公事之日、縁事諸司皆用代官、列見・定考各期歳暮不存式日、臨深更殆及翌日、尤加懲肅殊可興行、上卿雖早参下部猶遲怠、居下冒上之謂也、自今以後、下部為不備、上卿可令退出者、殊誠□□遅参、可勤傍輩之勤、原内侍所毎旬御供、専加監臨莫令依違、兼又雖多六府諸衛之輩無勤、警夜巡昼之節、武官等録其姓名注其在所、致結番守次第、一□□供奉、御方違行幸、各存警衛、勿令違越ここでは朝廷行事における「違例」を非難し、その「興行」を命じている。具体的には、代官を用いることなどに「懲肅」を加える、下級の官人は上卿よりも先に仕出さるべきである、勤務のない「六府諸衛之輩」に昼夜の警衛をさせる、といったことであるが、注目されるのは、列

見・定考という具体的な行事名を出していることである。本来、列見は二月に、定考は八月になされる年中行事である。ところが嘉祿二年（一二二六）八月廿六日に官文殿が焼失した際、そこに納められていた「列見定考具足」もともに焼失した（『明月記』）。これによるためか、以後三年間はいずれも十二月に開催されるようになり、寛喜元年からは確認できなくなる。この条文では、このような「違例」の「興行」を指示しているのであるが、具体的な対策は記していない。

またこれらは、下級官人層の勤務状況を改善しようとするものであるともいえる。実は当時、六位官人の除目では変化が生じつつあった。六位外記を例にあげると、この官職では九世紀半ば以来、任官後数年で叙爵し転出するという短いサイクルでの入れ替わりが継続していたが、承久の乱後、長期間にわたって同一人物が在職し続ける傾向が強くなっていくのである。^⑪この要因が何であるかは未だ成案をもたないが、六府諸衛に勤めない人々があふれている様子を重ね合わせるならば、六位官人の人材構成に偏りが生じ、公事に参加するような文官的な人々が減少する一方、六衛府のような武官的な人々が増加して余っているという状況が想定できよう。これに対して九条道家は、この条文において、残った文官的人材を引き締めながら、勤めにあふれた武官的人材へ新しい職務を命じているのである。^⑫

寛喜令において注目されるものとして、第二二条もあげておく。

一、可停止上下諸人致非理訴訟事

仰、訴訟皆從下始、令条明文也、然間捧偽書最称理、就奥竈求媚、政道濫吹、何事加施、早慣虞之往躅、永停甲乙之濫訴

この条文も、先行する新制には見られない独自のものであるが、ここでは「上下諸人」による「非理訴訟」を非難している。具体的には、「偽書」に基づいた「濫訴」や、「虞之往躅」とあるように、訴訟に際して

女官らへ働きかけるようなことを止めるよう命じている。ただし道家は、これらを禁じるだけであり、具体的な対策は示せていない。

寛喜令は、九条道家がその政権基盤を整えた直後に出されたものであり、道家の意欲を反映した長大にして詳密なものであった。^⑬中には具体的な対策を明示するものがあるが、まだ問題点を提起するに止まっているものもあり、それらへの対策が次の課題として残されるのである。

二 天福元年の奏状（任官叙位）

貞永元年（一二三二）十二月四日、九条道家は幕府の反対を押し切って秀仁を皇位につけ（四条天皇、長男教実を摂政にすえた。それから半年ほどたった天福元年（一二三三）五月廿一日付で、道家は一通の奏状（以下「天福奏状」）を認めている。

天福奏状は大きく三つの部分に分けられる。冒頭の「任官叙位事」と次の「訴訟決断事」では具体的な改善点を示し、これらを「徳政」と位置づける。そして最後には次のような文言を連ね、徳政の目的を示している。

抑阿波前皇早損命於異国、定有望于故郷、非無追榮追賁之往榮、又有崇德安德之近例、宜進諡号被謝冤怨、加之承明脩明両院事殊可有優憐、或奉訪九泉之善提、或奉問万里之寒温、定有愁緒之候、又有閑素之苦、閑東免進之御領者洞裏巨細之用途歟、其中若有相違之所者、可有返進之儀歟、殊被申請之事宜有裁報之息、是則休怨之本也、豈非攘災之道乎、依思仁政不憚時議、只存犯顔之忠、無触鱗之愼而已、謹奏

ここで道家は、寛喜三年（一二三二）十月に阿波で歿した阿波院（土御門院）は、「故郷」（京都）へ戻りたいという望みがあつたであろうから、

せめて諡号を進めて恨まれないようすべきであると進言する^⑭。また土御門院の母である承明門院や、順徳院の母である脩明門院に対しても配慮を求め、幕府から返還された長講堂領・八条院領に「相違之所」があるならば、「返進之儀」があるべきだと両女院への所領「返進」を求め、これらが「休怨之本」・「攘災之道」であると言っている。

道家が「怨」・「災」を意識するには理由があった。道家は寛喜二（三年）の飢饉に際しては新制を出して対処したが、その年、土御門院が死去している。この天福元年にも、二月から咳病が流行しており、大風雨により内裏・法成寺に被害が出るなど天候も不順であった^⑮。このような事態に対する解決策として道家は「徳政」をかけた、「任官叙位」と「訴訟決断」の二点を奏状に認めたのであろう。

このうち前者について市沢哲氏は、「院の恣意的人事、貴族・官人数の増加、加えて売官制の浸透にともなう任官予備軍の増加」や「重代と非重代の争いといった平安末鎌倉期固有の問題に対処するために叙位除目徳政は出現した」が、「成立当初より貴族全般の支持を得ることが困難であった」と述べられている^⑯。院政期に院（治天）による恣意的な人事が繰り返されたことにより、原則に基づいた本来あるべき姿が「徳政」として求められ、縁戚・出自などではなく、「才行」や「器量」に基づいた人材登用が求められたというのである。

奏状の内容を、書かれている順にしたがって確認していこう。

一 任官叙位事

古人曰無曠庶官天工人其代、爰知君之授其官者天之徳其人也、妄授謬擧可不慎乎、如唐太宗一言者、為政之要唯在得人、非用其才必難致理、夫然則一官之闕二人之競望者先可撰才行、々々共顕者可依奉公、夙興夜寢不懈奏行者六正中之忠臣也、安官貪禄不務公事者六邪中之具臣也、謂其邪正爭無差別、此二事若一同者重代非重代可

被分別、但重代之非器与非重代之善才、倩思其採用、猶可依名譽譜弟之事、共無才望者可付文書相伝歟、君之不棄家者重父祖之記録賞家門之典籍之故也

文武之官有員登庸之道区分、熟尋明時之挙授可有當時之斟酌、兼定式条可有起請、事非新儀已有先規歟

冒頭部では、「古人曰」として漢籍古典の一節を引用しながら、人材登用に對する原則・理想を語り、その次に続く「夫然則」以下の部分に具体的提言が述べられている。

道家は「忠臣」・「具臣」（愚臣の意か）、「重代」・「非重代」といった言葉で対比させながら、どのような人材を登用すべきかを説いている。これについて市沢哲氏は、文中の「重代之非器与非重代之善才、倩思其採用、猶可依名譽譜弟之事、共無才望者可付文書相伝歟」という部分に注目され、「道家は基本的に重代尊重の立場をとっている」といい、さらに「『文書相伝』という条件が重代にとって有利なことは明らかであり、ここでも重代の優越がはっきり示されている」と言われた。道家は才能よりも「重代」であることを優先していたと解釈されたのである。一方、本郷和人氏は、「一官之闕二人之競望者先可撰才行」という部分に拠って、「最も重要視されているのは才能である」と言われ、道家は家柄よりも才能を重視していたとされている。このように本部分については、本郷氏と市沢氏の解釈が、まったく逆のものとなっている。

そこで奏状の文言を確認すると、道家はもともと二段階の提言をしていることがわかる。一つは、第一に「才行」、次に「奉公」を人選の基準とし、それらを備えた「忠臣」と備えていない「具臣」とを分けるものである^⑰。そしてもう一つは、「重代」と「非重代」とに分けて、「重代之非器」と「非重代の善才」とでは、「名譽譜弟」のある者を優先し、それらなければ「文書相伝」を採るといふものである^⑱。

ところが忘れてはいけないことに、この奏状は「徳政」をかかげている。そしてそうである以上、①の主張は絶対に欠かせない必要不可欠な要素であり、いわば大前提といえよう。「謂其邪正爭無差別」という言葉にも、それを重視しようとする姿勢が強調されている。しかし道家は、「此二事若一同者」という文言を続け、その大前提が破られた場合を想定する。そしてその際には、②のように、「重代」の者に有利となるような基準を採用しているのである。

道家はなぜこのような主張をしたのだろうか。それを解き明かす鍵は、次の言葉、「文武之官有員、登庸之道区分、熟尋明時之挙授、可有當時之斟酌」にあるのではないか。つまり道家は、このように続けている。「官職には定員があり、登庸するにも様々な理由がある。模範とすべき先例をよく調べて、その時の事情をよく考えるべきである」と。おそらく道家は、才能が重代かという二者択一を考えていたのではなからう。重代の者を優先してそのような者ばかりが昇進してもいけないし、かといって「忠臣」ばかりを採用して「重代」の者を遠ざけてもいけないと考えるのが穏便なやり方ではないだろうか。単一の基準にしたがって序列化するのではなく、異なる複数の基準によって選ばれた人材が、バランスよく混じり合っていることが、理想だったのではないだろうか。文末の「當時之斟酌」とは、そのようなバランス感覚のことを指していたものと考えられる。

このような叙位除目における基準を、九条道家はいつから有していたのだろうか。たとえば後鳥羽院政下の承元五年（一一二一）九月七日の小除目について、当時は権大納言兼左大将であった道家は、その感想を次のように記している¹⁸。

八日己未、今夜被行小除目、翌日披見聞書之處、権中納言教成（仲経辞退替、任別当之由勿論也）、参議顕俊、左大弁親輔（非其仁）、

右大弁宣房（無才無芸、非其仁）、左中弁宗行、右中弁定高（母喪中、陰中有先例歟）、権右中弁範時、左少弁経高（範光入道家人、可咲之）、右少弁家宣（資実子、無才人也、須尾籠之者也）、内蔵頭隆伸（理運也）、木工頭親長（何故哉、可咲之）、内蔵頭定家叙従三位任侍従、依勲功奏云々、仲経卿叙正三位、是依被召中納言歟、又頼資辞木工頭叙正五位下、右中将通方補蔵人頭、五位蔵人勘解由次官宗宣、同棟基云々、是等非許之中奇異也、為官求人之政可然哉、蔵人方於今者失了歟、両頭皆頭中将也、不及取文書、五位蔵人皆以無才無智之人也、不能左右之世也、（以下略）

道家は、藤原教成の権中納言昇進と検非違使別当兼任は、「勿論也」と評価しており、源隆伸の内蔵頭任官も「理運也」としている。しかし評価しているのが二人であるのに対し、弁官に昇進・任官した平親輔・藤原宣房・二条定高・平経高・日野家宣の五人には「非其仁」などとし、平親長の木工頭任官にも「何故哉」としており、疑問を呈するものが六人もいる。概して、蔵人・弁官といった実務系官人に対して手厳しい評価を下している。

同日条において道家は、「凡近代之政、不請□（才）智、不論英華、只以内奏之者所被許任也」とも記しており、除目が「内奏」のみによって左右され、才智・英華があまり考慮されていない現状を批判している。つまり道家は、「才智（知）」「英（榮）華」という二つの基準で除目を判断しているのであり、表現は異なるものの、その意図は天福奏状における「才行」「重代」を基準とする考え方と全く同じであるといつてよい。また奏状中には「後白川院・隠岐院御時世務之失多在之歟」という文言が含まれており、後鳥羽院政下における除目が、あるべき姿から逸脱したものであったという認識を示している。それゆえに道家は、自らが主導して行「徳政」において、先の二点に配慮し、更に先例をも考慮し

た穏便な除目の実施を明言したのであろう。^⑩

三 道家による除目

道家は天福奏状において六人の人名をあげてその登用を推している。それらの理由は、前章のような理解に合致するのであろうか。まず道家は、

見任公卿数輩籠居之条、人頗有所傾、誠非無其謂、或所恨有其理、或所申無其理、然而有譜第可優之家、有才能難棄之人

と、やはり「譜第（譜代）」・「才能」という二点をともにあげている。奏状にあげられたのは、順番に土御門定通（四六歳）・九条基家（三一歳）・三条実親（三九歳）・徳大寺実基（三三歳）・藤原経通（五八歳）・二条良実（一八歳）の六人である（年齢は奏状当時のもの）。以下、一人ずつ確認していく。

①土御門定通 源（久我）通親の三男。当時は正二位で大納言の最上臈。後鳥羽院の近臣であつたため、承久の乱後に同母兄弟の通光・通方とともに出仕を止められていた。すぐに仕を再開したものと思われ、政務へも積極的に参加している。^⑪その才能は後に藤原定家・藤原経光らから評されたが、道家も「殆兼此二可謂其仁」と奏状において高く評価している。奏状には「自東方聊有申旨歟」と記すが、定通は当時の幕府執権である北条泰時の義兄弟であつたことから、幕府への配慮を示す意も含めて名をあげ、登用を約束したのであろう。

②九条基家 道家の異母弟で、承久の乱前には、後鳥羽院の猶子となつて鎌倉幕府の後継者にする案もあつた。^⑫当時は正二位で権大納言の最上臈である。道家の籠居中も出仕を続けていたが、奏状に「其家可^{（貴力）}他其身非無用、而依将相之超越有沈滞之鬱陶歟」とあるとおり、寛

喜三年（一二三二）四月に西園寺実氏によつて超越されてから籠居したという（『公卿補任』）。歌人としても知られており、『続古今和歌集』撰者の一人にも入っている。

③三条実親 三条公房の嫡男で、西園寺公経の婿。妹は、道家の嫡孫・忠家の正室となる。実親は「閑院之一族嫡家之余裔也、不任大将殊結深恨、世有所言、尤以不便」とされているとおり、寛喜四年（一二三二）十月に下臈の大炊御門家嗣が先に右近大将に任じられたことをもつて籠居しはじめる（『公卿補任』）。ここでは閑院流の嫡流という家柄があげられているが、道家もその才能を評価していた。^⑬

以上の三人については、「此三人者可任大臣之人也」と記し、大臣に進ませることを進言している。

④徳大寺実基 徳大寺公継の嫡男で、中納言の二番目に位置していたが、籠居中であつた。実基については次のように記される。

実基卿者、前左府罷両職举任嫡男高実於大納言之後于今不出仕、内举惟重、先規亦存不可為大怨、可有何恥乎、然而家為其家、人為其人、才芸難捨登庸可宜

寛喜三年四月の除目で、前左大臣藤原良平の嫡男である藤原高実が実基を超越した。良平が大臣・大将を辞して申し任じたわけだが、実基はそれをきっかけに籠居したという（『公卿補任』）。良平は道家の叔父であるためか、道家は高実の昇進にも理解を示しつつ、実基は「才芸」に捨てがたいものをもつとして登用を呼びかける。

徳大寺家が閑院流の名門であることはいふまでもないが、実基は後に嵯峨院政下で登用され、「合理主義者」として活躍する姿が『徒然草』に描かれている。また父公継は、周囲にさまざまな人々を集めて文芸サロン的な役割を果たしたともされる。^⑭実基については特に「才芸」と記されるのが注意されるが、そのような政務以外の側面をさしている可能

性も考えられよう。

⑤ 藤原経通 藤原泰通の子で、順徳院近臣の歌人として知られており、当時は中納言の筆頭に位置していた。奏状には「為一中納言、下臈昇進者似被棄捐歟」と記されている。「下臈」とされているとおり、以上の四人よりは家柄が低く、父泰通は正二位権大納言、養祖父成通は正二位大納言であり、実祖父為通は若くして歿したこともあり正四位下参議に止まっている。家柄が低いために昇進が後回しにされがちで、高齢にもかかわらず父祖の極官である大納言までなかなか到達できないことを哀れんだのであろうか。

この実基と経通の二人は、「是皆随有其闕可有御計之人等也」とあり、上位に欠員が生じれば、優先的に昇進させたいとしている。そして三十歳代以上であるこれら五人からは別枠のように挙げられている若者が、二条良実である。

⑥ 二条良実 九条道家の次男であるが、「依不当之心操、月来棄置之童也」と記されるように、若いころから父道家に疎まれ、祖父西園寺公経の庇護を受けていたとされる人物である。²⁵

良実卿者、有家之前蹤為帝之外舅、被任大将誰謂非擯、転重相昇丞相之条、不可守位次不可有人訴、然而愚父聊有所思、如此之輩昇進之間暫不可挙申将、抑愚息之登庸令散諸人之積怨、但若及三闕者、可有一憐歟

良実は権中納言の筆頭に位置し、直前の四月に左大将を兼ねているが、「誰謂非擯」とそれを当然視しつつ、「不可守位次」と更なる昇進も認めている。しかし道家は、「有所思」て暫く良実を近衛大将に挙げ申さなかったとし、「愚息之登庸」を抑えることで「諸人」から恨みを買うことを避けていたのだと主張している。

このような六人ではあるが、確認するとやはり家柄・重代という面と、

才能での面がともに評価されている者が多い。家柄・重代という点では土御門定通、九条基家、二条良実、三条実親、徳大寺実基が該当し、当たらないのは、わざわざ「下臈」と記されている藤原経通のみであろう。才能面での評価についても、直接文中にその旨を記されたのは定通・基家・実基であるが、実親も過去にその優秀さが認められており、経通も歌人として名を成した人物である。若い良実以外は才能面でも登用の根拠として問題はない。

さらに基家・実親・実基については、超越されたことによる籠居という共通点もある。注目すべきは、彼ら三人の籠居が、いずれも寛喜三(四年(一二三二―二三三)に「超越」されたことに端を発していることである。彼らを超越した人物は、西園寺実氏・藤原高実(ともに寛喜三年四月)・大炊御門家嗣(寛喜四年十月)である。実氏の任内大臣が、幕府・道家の推進によることは明らかだろうし、同時に昇進した高実も九条一門である。また家嗣の大将兼任は、彼が皇太子秀仁親王の乳父であったためであろう。つまり寛喜三(四年)に生じた三件の「超越」は、いずれも道家による政権基盤強化の産物なのである。天福奏状において道家は後白河・後鳥羽院政下での恣意的な除目・訴訟を非難している。しかし現実には自らの恣意で「超越」が生じ、それが原因で三名の公卿を籠居させていたのである。それゆえに道家は、超越された彼ら三人を推挙することが、「徳政」に結びつくと考えたのであろう。

このような道家の提言は、実際にはどのようなものになったのであろうか。確認しておこう。表1は、天福元年五月段階の公卿上層部が、その後にどのように昇進したかを『公卿補任』により示したものである。これによると、奏状が作成された後に大臣へ進んだのは、順番に二条良実、土御門定通、九条基家、三条実親・大炊御門家嗣である。天福奏状で「可任大臣之人」とされた全員が大臣へ進んでいる一方、奏状に名を記され

なかつた源雅親・衣笠家良は、長期にわたって大納言に据え置かれたままとなつてゐる。また徳大寺実基は、超越された藤原高実を抜き返しており、藤原経通も権大納言に進んでいる。これらのことより、天福奏状の「任官叙位事」に示された構想は三条実親が内大臣となつた嘉禎四年（二二三八）七月をもつてほぼ実現されたとみなせるだろう。特に、奏状作成後に初めて大臣に任じられたのが、権中納言から十人を超越して任じられた二条良実であることは、「不可守位次」と宣言した奏状の文言

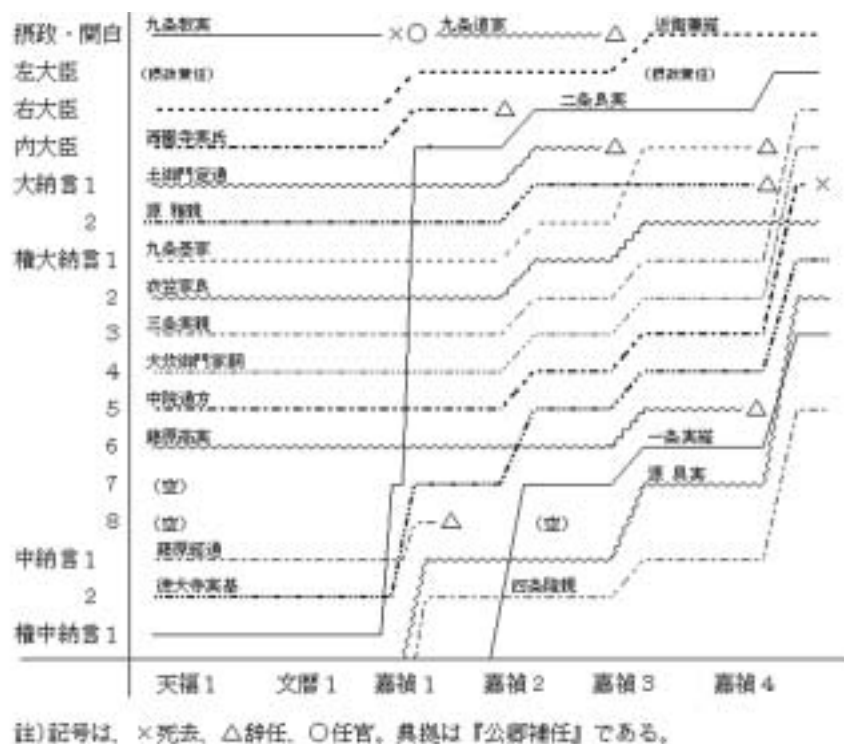


表1 天福1～嘉禎4年における主な公卿の昇進

どおりであり、道家は奏状に示した人事構想を忠実に実行していたとみなせよう。

しかもこのような「徳政」的人事は、公卿だけを対象としたものではなかつた。たとえば寛喜三年（一二三二）に勘気を蒙って主殿寮官人としての「本職」を解任された伴信方は、文暦二年（一二三五）正月に還補されている。道家による「徳政」は、寛喜年間に生じた恣意的な除目を、天福以降に修復していくという側面を有していたのである。

次に嘉禎四年正月の史料をみてみる。

七日、白馬節会、（中略）

摂政以書札被参入、加叙間事、基保卿被超越于為家卿、北白河院去年御給可被叙之由、自女院再三被執申、彼以前官也、無才無智非登用之仁、而女院御傍親也、枉可被叙之由被仰也、帝之祖母先代皆被重之、被許之条無難歟、仍答其由了、（後略）

北白河院の近親者である持明院基保の加叙についてであるが、道家は基保を「無才無智」と評しており、登用すべき人材ではないと断じている。にもかかわらず道家は、基保は王家の縁者であり先例にも叶うことを根拠に、その加叙を「無難」として許しているのである。また「重代之外史」でありながら「先規」を知らない大外記中原師兼には、「可嘲之」と厳しく（同月八日条）、女房の出車への介添えを命じた盛長に対しても「非重代器量、依無其人被点云々」と述べるように（同月九日条）、道家の評価基準は一貫して、重代と器量という二つに等しく置かれているとみるのが妥当であろう。双方が対立した際には、先例も参考にされるので市沢氏が述べるように重代の者に有利となるのであろうが、最終的には「当時之斟酌」によつたのではないだろうか。

四 天福元年の奏状（訴訟決断）

九条道家は、「徳政」の二点目として「訴訟決断事」をあげている。徳政において、除目とともに訴訟があげられるのは、当時においては一般的なことであるが、寛喜令において「非理訴訟」を禁じており、その具体策として提示しているという側面もあるだろう。そこでは次のように記される。

人有相伝之庄園、忽被押領于権門、本領主者又無所憑忽以流失、新給人者縦雖無之強不闕乏、本主之歎者尤深、新給之悦者尚淺、況乎、文書無理号裁給存他者、非力之所及、其恨聊可軋、文書有理号成敗不正者、知政之有邪、其歎弥可重、然則委有御尋早被返付者、新悦者還可勝旧恨、々々者忽以可消、懸人惡者神怒、々々則災害必生、人喜則神喜、々々則禍乱不作、可為第一之善政、亦是無双之攘災也、理非決断者政化肝心也、殊有沙汰可求道理、大事者下記録所可被勘決、小事者於御前中可有評議、當時被聽広御所之人中、本自預顧問之輩有之歟、相計其人可被定置歟、毎月三度可定其日、臨時之一決又可依事、凡厥衆議一同得理必然之後、被妨權勢勿令遲滯、縦有少々謗難、人々議定者上無其愆、下避其疑歟、政出自奥房人、謂之属階匪自天降生自婦人之文可慎々々

前半では、わずかなしかなし所領を奪われた者の嘆きが深いこと、文書に道理があつたとしてもそれが認められなければ、「政」に「邪」があることに気付き、嘆きはさらに深くなることなどが述べられ、素早い処置がなされればその恨みを消すことができるという。そして人の憎しみが災害を生み、反対に人が喜べば禍乱も起こらないので、そうすることこそが「第一之善政」であり、災いを払うことにつながるとしている。これに続いて道家の提言が述べられる。まず、①「大事」は記録所で勘決

し「小事」は御前において評議すること、②広御所への伺候を許された人々の中から「預顧問之輩」を選んで定め置くこと、③毎月三度の日を定めて開催するが、臨時の開催も考慮すること、④諸権門・女房らによる介入を防ぐことが求められている。このうち①②③は評議に関するものであるが、寛喜令で掲げられた「非理訴訟」を認めないという方針を受け継いだもので、具体策を提示できていなかった寛喜令を補完する提言と位置づけられよう。また④も寛喜令における主張と同じである。

九条道家による提言については、市沢・本郷両氏は、ともに「大事者下記録所可被勘決、小事者於御前中可有評議、當時被聽広御所之人中、本自預顧問之輩有之歟、相計其人可被定置歟、毎月三度可定其日、臨時之一決又可依事」という部分から、後に嵯峨院政で行われる院評定制に近いものを道家が想定していたとされ、貴族政権内部から提言していたという点に注目されていた²⁸。しかしその後に關する見解は相違しており、市沢氏は史料中の「不及広」という文言から、「メンバーの選択が流動的であつたが故に（中略）不満が起こつた」と評定の成果には懷疑的で、「評定メンバーの固定要求は潜在的に存在した」とも述べられている。対して本郷氏は、「訴訟は、道家と彼の腹心ともいべき人々の議定を中心にして行なわれるようになる」と評定メンバーがほぼ固定していたことを示した上で、才能を重視した「正しい」叙位任官により官人を整備し、彼らのような「堪能の輩」をもって訴訟制度が担われたと考えられている。中でも名家クラスの人材を「それまでの慣習からすれば、議定開催にむけての奔走くらいしかできぬ層の出身」といい、「彼らが訴訟に重要な位置を占め」たことは「画期的」であると評価している²⁹。

論点は二つある。一つは評定に参加したメンバーについて、もう一つは奏状で並んで掲げられた除目徳政との関係である。一点目の評定メン

バーについては、本郷氏によって評定参加メンバーが一覧化されており、二条定高・広橋頼資・平経高・日野家光・葉室資頼・五条為長・吉田為経が中心的なメンバーであり、仁治三年以降は為経・経高・為長と資頼によって開かれていることが示されており、ほぼ固定していることが判明する。それゆえ、「メンバーの選択が流動的であった」という市沢氏の解釈は事実と異なり、「不及広」という史料中の文言は、市沢氏の理解とは反対にメンバーが固定していて排他的である状況を指していると思われる。この点では本郷氏の理解が事実在即しているようだが、氏の主張にも疑問がある。本郷氏は、天福奏状で有能な人材を登用するようになった結果、上記のようなメンバーが評定に参加していくと主張されるのだが、上記のメンバーは天福奏状以前から政務の中核構成員であった。たとえば寛喜三年五月ごろに寛喜新制を検討した際には、前述したように西園寺実氏・二条定高・葉室資頼・平経高・五条為長が参加しており、また貞永二年四月の改元定には、近衛兼経・土御門定通・二条定高・広橋頼資・日野家光・平経高・平範輔・平有親らが参加し、他にも西園寺実氏・中山兼宗・大炊御門家嗣・中院通方・堀川具実らが催されている^⑩。しかも二条定高・日野家光・平経高・平範輔らのように、道家が関白となる以前から、近衛家実のもとでも積極的に評定・政務に参加している者も少なくない^⑪。本郷氏は、「道家は頼資のような『才能に自他の存在意義を求める人々』を集め」ようとしたとされる。しかし彼らは、道家が政権に復帰する以前から積極的に政務にかかわっていた公卿であり、天福奏状は彼らを「預顧問之輩」として位置づけ、優先的に意見を述べることを公認したにすぎないのである。その中核となったのが名家層出身の弁官経験者であることは本郷氏の述べるとおりだが、参加回数が少ないとはいえ、西園寺実氏・土御門定通のような親幕公卿も加わっていたことは、道家の権力基盤を考慮するうえで見逃せないであ

ろう。^⑫

もう一つの論点である除目徳政との関係について、本郷氏は天福奏状に記された「任官叙位事」と「訴訟決断事」とを一体化させ、正しい除目により「官司・官人の整備」を行ない、「整備された官人による訴訟の実行」こそが「徳政」の目的であったと解釈されている。ところが奏状の「任官叙位事」において推挙されている六人の公卿（前述）のうち、評定に参加しているのは土御門定通と徳大寺実基だけであり、かつともに回数はごくわずかである。加えて、評定に参加したメンバーを見ても、天福奏状の前後で大きな差はない。つまり「任官叙位事」で「官司・官人の整備」を行ない、彼らを登用して「整備された官人による訴訟の実行」を目指すというようなことは、史料上からは確認できないのである。これらのことより、天福奏状における「任官叙位事」と「訴訟決断事」とはそれぞれ独立したものと考えるべきであり、両者を一体化させて「官司・官人の整備→整備された官人による訴訟の実行」と理解することはできないと考える。道家が「任官叙位事」であげた「才能」「才行」とは、「才芸」とも記されるように、政治的才能だけではなく文化的・芸術的才能（公卿としての教養）をも含んだものと捉えられないだろうか。そうであれば、歌人である九条基家・藤原経通のような人物を登用すべきとすることも理解できる上、道家が目指したと本稿で考えるバランスのとれた除目でもあろうからである。

結局のところ、天福奏状において道家が志向した訴訟は、①文書の道理に基づき、②権門・女房らによる介入を防ぎながら、③道家復帰以前から政務に積極的だった「預顧問之輩」による評定を定期的に開催して検討するというものであったといえよう。実際、奏状が書かれた直後の天福元年七月には紀伊国吉仲庄を院賢と院承とが争ったが、九条教実が資頼・為長を召して「文書評定」を開き、「院賢頗有文書之理歟」とい

う判断を下している。ただし「今日人々訴訟事可評定之由触遣人々之処、修理大夫一人参上、其外人不参、仍無其事」というように、不参者が多く評定を延期しているうえ、連日に亘って開催することもあったようであり、評定を定期的に開催している様子はいかがえない^③。必要に応じて開催を呼びかけ、集まらなければ延期するという従来どおりの開催方針が継続しているのである。もともと道家による訴訟制度の整備は、寛喜令で触れられたように「非理訴訟」と第三者による介入を防ぐことが目的であったと思われる。道家はこの二点の実施を優先し、定期的開催については後回しにする途を選んだのではないだろうか。

このような道家の訴訟制度に対する姿勢は、原則としてその後も維持されたと見られる。少し後の仁治元年（一二四二）二月廿日、道家は「諸人訴訟早付職事可奏聞、任道理可有載報、其中又為事之成就、或寄付神社仏事、或寄付権門勢家之輩者、永不可有勅許、剩可停向後訴訟之趣」と命じている^④。この時も、正月二日に彗星が出現し、二月七日には兼経が徳政の実施を検討している^⑤ので、その一環として出されたものであったが、道理に任せることはもちろんのこと、自己に有利な結果を導くために権門へ寄附するような第三者による介入を阻もうとする姿勢も見せており、寛喜令以来の方針が生き続けている。

五 「徳政」の結果 ―むすびにかえて―

九条道家は、その政権基盤を強化するために多くの「被害者」を出していた。寛喜三年（一二三二）の新制と天福元年（一二三三）の奏状は、ともに天災を直接的な契機としたものであるが、被害者たちとの和解を目指したものであるとも考えられる。道家はそれを忠実に実行して除目においては嘉禎四年（一二三八）までにほぼ達成し、訴訟についても実

現したものが多い。

そこにおいて道家は、後鳥羽院政下のような恣意的な人事登用を批判し、間接的に反省を表明すると共に、能力・家柄のいずれかを優先させることもしなかった。現実的には、政務を処理するにあたって、能力も家柄も共に重要な要素であったからである。極言するなら除目に対する道家の姿勢は、「当時之斟酌」という一言に込められているように思える。訴訟システムについても親幕公卿や弁官経験のある名家層を中核とした評定を実現しており、嘉禎四年までの五年間で、道家は奏状に示した構想をほぼ実現させているのである。

ところが、親幕公卿は九条家・西園寺家を中心としており、名家層の多くは平安時代後期以来摂関家に奉仕してきた家柄であった。また除目において「当時之斟酌」をするのも、評定の主催者となるのも道家（もしくは教実）であるなど、この構想が九条道家（九条家）を中心としていることは明白である。つまり寛喜新制と天福奏状とは、「徳政」を名目にしながら、道家を中心とした除目・訴訟の体制を形作らせるものだったといえよう。冒頭にもあげた、「吹風の草木をなびかすよりも速」にして「世は弥御心のま、」といった権勢は、このようにして道家が諸制度の中核に位置づけられた成果なのである。

だが道家による政策は、次のような別の一面をも備えていた。それは後鳥羽院・順徳院との関係をさらに濃くすることであった。後鳥羽・順徳との関係が深いことは、道家自身がそうであるが、天福奏状で推挙された六名も、順徳の近臣であった土御門定通・藤原経通、後鳥羽院の猶子となる案もあった九条基家、後鳥羽・順徳系の女院から多くの御給をえて昇進している三条実親^⑥、卿二位兼子の養女を妻としている徳大寺実基と、いずれもその関係を確認できる。また評定において重用した平経高・二条定高^⑦らも、承久乱前には院に近い人物であり、それであるがゆ

えに乱前には道家もその昇進を批判している（前述）。天福奏状に記されたような反後鳥羽的宣言とは裏腹に、承久乱後の道家の周辺には、後鳥羽院・順徳院に連なる人々が集っていたのである。つまり道家政権は、西園寺氏・将軍を通じて親幕府という側面を有しながらも、それを政務面で支えているのは後鳥羽院政によつて育った後鳥羽・順徳に近い人材であるという矛盾を孕むものであり、これは最後まで解消されなかった。

同様の傾向は、天福奏状における順徳・土御門の母である二女院への配慮要求にも見て取れるが、その行き着く先が後鳥羽・順徳の帰京要求であることは、容易に推測でき、事実、嘉禎元年（一二三五）には関東での徳政に乗じて後鳥羽・順徳の帰京が評議され、幕府にもそれを求めたが、拒否されている^②。

しかしこのような矛盾が生じることは、道家を登用する段階で想定できることであり、西園寺公経の存在意義は、それゆえにこそ、非常に大きかったであろう。幕府・西園寺にとつては、早くから親幕府（親西園寺）・非後鳥羽（非道家）という立場の撰関（もしくは大臣）を生みだすことが求められていたであろう。そうすると、天福奏状において二条良実・土御門定通を推していることが注目される^③。前述のように、良実は西園寺公経に庇護されており、定通の登用も幕府の要請であった。ゆえに、天福奏状における彼らの登用宣言は、ポスト道家を考慮した公経・幕府の圧力を反映したものであったとも解せるのである。そのように考えれば、九条道家の政権は、幕府・西園寺に都合のよい人材が成長するまでの中継ぎ政権という宿命を負っていたと評価でき、公経の歿により「保証」を失った道家は、いづれ第一線から退くことが定められていたのではないだろうか。

注

① 上横手雅敬『鎌倉時代政治史研究』第一章（吉川弘文館、一九九一年、初出は一九七〇～七五年）、佐藤進一『日本の中世国家』第三章（岩波書店、一九八三年）、森茂暁『鎌倉時代の朝幕関係』第一章第一節（思文閣出版、一九九一年）など。なお、以下の政治史的な記述においてはこれらに拠るところが多い。

② 天理図書館所蔵「九条家文書」。写真が『天理図書館善本叢書古文書集』（一九八六年）に収められているが、『大日本史料』・『鎌倉遺文』には未採録。なお本史料については、市川浩史「九条道家の政治思想」（『吾妻鏡の思想史』吉川弘文館、二〇〇二年、初出は二〇〇〇年）が偽文書である可能性を指摘しているが、本稿では以下の理由によりしたがわかない。

氏は、①端裏書に「靄殿御筆」とあるが、道家はそのようには呼ばれていない、②書体・墨継ぎに不自然なところがある、③他の道家関連の史料と内容に差が大きいという三点をその根拠にあげられ、断定はしないものの疑いも隠さない。

ところが、①については、「靄殿」は道家の異母弟で文中にもあらわれる九条基家のことであり、願文のような文書では、本人による自筆ではなく、代筆となる事例の多いことは言うまでもないことであるうえ、基家が道家の願文類で筆をとることも他例があり（『九条家文書』中の「九条家代々遺誠類」3号）、この点に疑いをもつ必要は全くない。また②についても、写本か土台・案文とすれば問題はないだろう。実際、文中には文字を挿入しているところがあり、奏上された正本でないことは確かである。③については分析手法上の大きな問題であろう。そもそも市川氏が用いられている史料の多くは願文であり、「九条家文書」中の「九条家代々遺誠類」に含まれるもののように、九条家の子孫のために、神仏へ誓う形式で書かれたものが多数を占める。いわば意図的に作成・保管されていたものであり、これらの史料に基づけば、道家の思想は「家」の思想となるのも当然の帰結であるが、それらはあくまで子孫へのメッセージとして解釈されるべきであろう。奏状のような政治的な宣言

とは、根本的に異なる性格の史料ではないだろうか。願文と奏状という史料そのものの性格差を考慮しないまま、奏状の孤立性だけを強調することには反対である。

以上より本稿では、「後世の（かつあまりたちのよくない）偽文書」とは見なさないこととする。

- ③ 本郷和人「九条道家の執政」（『中世朝廷訴訟の研究』第三章、東京大学出版会、一九九五年）。

- ④ 上横手前掲著書三一～三二・一〇八～〇九頁。

- ⑤ 本郷和人著書六五頁。

- ⑥ 『民経記』同年五月三・十・十二日条・六月十日条。五月三日には広橋頼資・日野家光・平範輔・葉室資頼が参加し、二条定高・平経高・経光は召されたが欠席した。十二日には九条教実・西園寺実氏・二条定高・五条為長・葉室資頼が参加し、六月十日には広橋頼資・平経高が参加している。なおここに名のあがった人物は、多くがこの後も道家のブレーンとして活躍していく。

- ⑦ 「洞院撰政記」同年五月十二日条、『民経記』同年八月廿八・廿九日条。

- ⑧ 『大日本史料』第五篇之七（近衛文書）および「三代制符」（『続々群書類従』巻七）。

- ⑨ 水戸部『公家新制の研究』（創文社、一九六一年）。

- ⑩ 嘉禄二年の定考は十二月廿五日になされ、安貞元年には列見を十二月廿四日、定考を同月廿八日、安貞二年には列見を十二月九日に実施している。この後、寛喜元～貞永元年には実施が確認できず、天福元年三月七日に列見が復活する。

- ⑪ 拙編著『外記補任』（続群書類従完成会、二〇〇四年）。こうした長期在任型六位外記の初例は、元仁元年（一二二四）から仁治三年（一二二四）まで在任した中原俊平である。

- ⑫ 具体的には、第二五～三二条で六衛府・刑部丞・内舍人らに朝廷施設の警衛を求めている。このような警衛を命じるものは建久Ⅱ令・嘉禄令にも近似した条文が存在するが、若干の違いがある。

- ⑬ 道家は、天福への改元の際にも「福字我朝無例、但以今度可為吉例歟」

（『民経記』天福元年四月十五日条）と述べており、自身の治世を「吉例」にしようとする意欲を見せている。

- ⑭ この当時、土御門院は未だ遺誠どおりに埋葬もされていない。埋葬は天福元年十二月十二日。

- ⑮ 『明月記』・『民経記』・『百練抄』によると、正月より群盗の活発な活動が見られ（『明』正月九日条・『民』五月四日条など）、二月十日には道家の一条第西殿が放火されるうえ、ほぼ同じころより「夷病」と称された咳病も流行した（『明』二月十七日条）。また三月廿九・卅日の大風雨では、内裏の藻壁門や法成寺薬師堂が倒壊している。「一代要記」では、四月十五日の天福改元をこれらの「天変地妖」によるとするが、いずれにせよ天変は続き、五月五日には大雨による鴨川洪水、十五日には「大地震」が発生した。

- ⑯ 市沢哲「公家徳政の成立と展開」（『ヒストリア』一〇九、一九八五年）。

- ⑰ 『尚書（書経）』阜陶謨・『貞観政要』巻第七。

- ⑱ 『玉藻』同日条。

- ⑲ 加えるならば、弁官・藏人のような実務系官人には才行（才能）を、公卿に対しては重代が、比較的重視されているようにも考えられよう。

- ⑳ たとえば、嘉禄二年（一二二六）十二月廿五日の定考では上卿をつとめ、貞永・天福への改元定にも参加し、特に天福への改元定では、広橋頼資と激しい議論をしている。

- ㉑ 『明月記』嘉禎元年閏六月廿九日条、『民経記』寛喜元年九月十三日条、『葉黄記』宝治元年九月廿八日条。

- ㉒ 『愚管抄』巻第六（順徳）。

- ㉓ 『玉藻』承久二年（一二二〇）正月一日条には「孫実親頗勝于父公」と記す。

- ㉔ 本郷恵子「古今著聞集」成立の周辺」（『中世公家政権の研究』東京大学出版会、一九九八年、初出は一九八八年）。

- ㉕ 『明月記』嘉禄二年十二月一日条。なお良実は同月十三日に元服するが、これも公経が「可令首服之由被示」れたからであるという。なお上横手著書一一五頁を参照。また公経が道家の三男三寅（頼経）を養育し

ていたことも、「愚管抄」巻第六（順徳）に示されている。

- ②6 『壬生家文書』六五二号。『鎌倉遺文』四七五九号（「九条家文書」では五月十二日付となっている）。

- ②7 『玉藻』嘉禎四年正月七日条。

- ②8 市沢氏・本郷（和）氏前掲論文。

- ②9 本郷和人前掲著書七二頁。

- ③0 本郷和人前掲著書七一頁。

- ③1 『民経記』同年四月九・十五日条。

- ③2 安貞元年七月廿一日になされた高麗国への返牒に関する評定では、九条良平・土御門定通・西園寺実氏・三条実親・土御門通方・二条定高・平経高・日野家光・平範輔が参加しており（『民経記』）、道家政権下において登用された人々と完全に一致する。また同年十二月になされた列見・定考には、定高・頼資・家光が出仕しているように（『明月記』）、同様の傾向は他の儀式でも見られる。

- ③3 天福二年（一二三四）六月に南都でおきた闘乱事件について、尊性法親王（天台座主）が「如太閤・内府被召寄候て、可有御評定候、且又入道にも可被仰合候なと思給候」（『鎌倉遺文』四六六八号、山城真経寺所蔵法華経裏文書）と述べており、太閤九条道家・内大臣西園寺実氏らを構成とする「評定」が想定され、西園寺公経（入道）にも意見が求められている。

また本郷（和）氏は、「道家を頂点として整備された訴訟系統には、西園寺氏をはじめとする「権勢の家」の位置は用意されていない」（同氏著書八五頁）とされ、この訴訟制度を「名家の人々による訴訟制」（同七四頁）と解釈しているが、このように西園寺実氏・土御門定通のような名家出身者以外の公卿も評定に召されていることから、そのような解釈は成立しがたい。

- ③4 「洞院撰政記」同年七月廿二・廿五日条（『大日本史料』第五編之九補遺〈同〉第五編之十収録）。

- ③5 『平戸記』同日条。

- ③6 三条実親は、御給を藤原琮子（後白河女御、正治元年）・範子内親王（土御門皇后、建仁二年）・藤原麗子（土御門中宮、建永元年）・宣陽門院（承元三年）・脩明門院（建暦元年）より得ている。

- ③7 五味文彦「卿二位と尼二位」（『お茶の水女子大学女性文化資料館報』六、一九八四年）。

- ③8 『明月記』嘉禎元年四月六・十六日条、同年五月三・十四日条。また佐藤著書一六四頁・上横手著書三二頁を参照。

- ③9 後に、定通は後嵯峨の即位後にその外戚として影響力をもつが、その際に摂関の地位に座ったのは二条良実であった。

（本学非常勤講師・京都市歴史資料館館員）